

医危第1976号
令和3年1月13日
(令和3年1月25日修正)

県内各病院 院長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院管理を現在行っていない
病院において発生した陽性患者の入院管理の継続について（依頼）

本県の感染症対策行政の推進に日頃から格別の御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う病床のひっ迫を改善
するため、「入院優先度判断スコア」の導入による入院から自宅・宿泊療養への
誘導や、医師が延期可能と判断した入院・手術の一時停止による病床拡大（新型
コロナウイルス感染症患者（以下「陽性患者」）の入院管理を行う神奈川モデル
認定医療機関のみ）を進めてまいりました。

しかし、1月12日の病床利用率（即応病床ベース）は、病床全体で89%、重
症者用の病床で94%に達し、陽性患者の入院先の選定が非常に困難となってお
り、入院待機者が発生している状況です。

そのため、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院において、入院中の患
者が新たに陽性患者であることが判明した場合、陽性患者を受け入れる神奈川
モデル認定医療機関への陽性患者の搬送が困難であることに加えて、特に介護
が必要な高齢者の患者については受入先の医療機関の負担が大きく、なお一層、
受入が困難となっています。

そこで、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院におかれましては、次の
点について御協力をお願いします。

1 自院において継続して入院管理できる体制の整備

上記の事情に鑑み、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院でも、当該
陽性患者を自院で継続して入院管理できる体制整備について特段の御配慮を
お願いします。

県としても、他院で集中治療等が必要な患者については、可能な限り、上り
搬送できる体制を維持したいと考えていますので、各医療機関におかれまし
ても、現実に院内で陽性患者が発生した場合は、酸素投与などの医療行為や人
生の最終段階における医療の提供を含め、原則として自院で継続して入院管
理していただきますようお願いいたします。

2 他院において退院基準を満たした患者（下り搬送患者）の受入

現在、陽性患者の入院管理を行う神奈川モデル認定医療機関において退院基準を満たした患者の転院が滞ることによる病床の圧迫が生じています。

他院で集中治療等が必要な患者を可能な限り上り搬送できるようにするためにも、他院において退院基準を満たした患者の受入に特段の御配慮をお願いします。

なお、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 10 日程度経過し、かつ症状が軽快または消失してから 72 時間以上経過すると、仮に PCR 検査で陽性であっても、他者への感染が生じることは想定しがたいことが科学的に示されています。

3 神奈川モデル認定医療機関の認定手続及び財政的支援について

自院において陽性患者を継続して入院管理する場合または他院において退院基準を満たした患者の受入に当たって、新たに神奈川モデル認定医療機関としての認定を受けることにより、既存の財政的支援を受けることができます。

財政的支援及び神奈川モデル認定医療機関の認定手続については、下記の県ホームページに掲載していますので、お知らせします。

(財政的支援及び認定手続に係る県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/zaiseishien.html>

問合せ先

健康医療局医療危機対策本部室

企画グループ

045-210-4615（直通）

健康医療局保健医療部医療課

医療機関調整班

045-285-0777（直通）